

## 明確性の判断手法

知財高裁平成27年(行ケ)第10150号事件(平成28年12月6日判決)

36条6項2号は、特許請求の範囲の記載に関し、特許を受けようとする発明が明確でなければならない旨を定めて、発明概念が明確であることを要求している。その趣旨は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でないと、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、権利の及ぶ範囲も不明確となって、第三者に不測の不利益を及ぼすおそれがあるため、そのような不都合な結果を防止しようとした点にある。したがって、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断するのが相当である。